老人保健施設きなん苑事務決裁規程

(平成10年6月30日規程第2号) 改正 平成14年6月18日規程第6号 令和2年10月8日規程第19号

(目的)

第1条 この規程は、老人保健施設きなん苑の執務の円滑な執行を期するとと もに、責任の範囲を明らかにするため、必要な事項を定めることを目的とす る。

(専決事項)

- 第2条 施設長及び事務部長の専決できる事項は、別表のとおりとする。ただし、専決事項であっても、重要又は異例と認められる次の各号に掲げるものについては、紀南病院長(以下「院長」という。)を経て紀南病院組合管理者(以下「管理者」という。)の決裁を受けなければならない。
 - (1) きなん苑事業計画の策定及び運営に関するもの
 - (2) 組合議会に関するもの
 - (3) 異例又は疑義があると認められるもの
 - (4) 先例又は例規となると認められるもの
 - (5) 紛議論争のあるもの又は将来その原因となると認められるもの
 - (6) その他特に重要であると認められるもの
- 2 事前に決裁を受けなくても、院長及び管理者に報告する必要があると認め るときは、事後に報告しなければならない。

(代決)

第3条 施設長に事故があるときは、副施設長がその事務を代決する。

(代決後の手続)

第4条 代決した事項については、速やかに当該事務の決裁権者に報告し、又は閲覧に供しなければならない。ただし、決裁権者があらかじめ指定した事項については、この限りでない。

附則

この規程は、平成10年7月1日から施行する。

附則(平成14年6月18日規程第6号) この規程は、公布の日から施行する。

附則(令和2年10月8日規程第19号) この規程は、告示の日から施行する。